

# 京都府 上下水道耐震化計画(下水道)

京都府建設交通部下水道政策課  
策 定 令 和 7 年 1 月

## 1 目標

京都府は、桂川右岸流域、木津川流域、宮津湾流域、木津川上流流域の 4 つの流域下水道を有する。流域下水道は、二以上の市町村の区域にわたり下水道を一体的に整備することが効率的・経済的な場合に実施する根幹的な下水道施設であり、終末処理場(揚水・沈殿・消毒)、ポンプ場、管路の全てが「下水道システムの急所施設」に該当する。そのため、地震時においても関連市町の下水処理を維持するため、下水道施設の耐震化が必要となる。

本計画期間(R7.4～R12.3)の実施目標については、以下のとおりとする。

実施目標

- 処 理 場：揚水・消毒施設は耐震化を完了  
沈殿施設は処理量の多い処理場を優先して耐震化を推進
- ポンプ場：中継ポンプ場の耐震化を完了
- 管 路：市町村が計画期間中に管路の耐震性能確保を目指す重要施設\*より下流の耐震化を完了

※令和 7 年 1 月末の計画策定時点

本計画期間中に耐震化が完了しない沈殿施設については各処理場において段階的に耐震化を行い、管路については下流側もしくは老朽化対策が必要な箇所から順次耐震化を行い、令和 26 年度末までに全ての急所施設の耐震化を目指す。

### 【実施目標の考え方】

揚水・消毒施設については、全ての処理場で耐震化完了を目指し、処理場における最低限の放流ルートを確保する。沈殿施設については、日常の下水処理に必要な処理能力を確保しながらの施工が必要であるため、段階的な耐震化となり完了までに時間を要することから、処理量の多い処理場を優先して耐震化を推進する。なお、沈殿施設は各処理場で 1 系列以上の耐震性能を確保している。

ポンプ場については、中継ポンプ場の耐震化完了を目指し、最下流の処理場まで下水を送水するための揚水機能を確保する。

管路については、流域関連市町が計画期間中に管路の耐震性能確保を目指す重要施設より下流の耐震化の完了を目指し、重要施設からの下水を送水する機能を確保する。

## 2 計画期間

令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月

3 下水道システムの急所施設の耐震化

(1) 下水処理場(揚水、沈殿、消毒機能に係る施設)

|                       | 揚水施設                |         | 沈殿施設                |           | 消毒施設                |         | 揚水、沈殿、消毒機能に係る全ての施設 |         |
|-----------------------|---------------------|---------|---------------------|-----------|---------------------|---------|--------------------|---------|
|                       | 上記施設を有する処理場の箇所数(箇所) | 耐震化率(%) | 上記施設を有する処理場の箇所数(箇所) | 耐震化率(%)   | 上記施設を有する処理場の箇所数(箇所) | 耐震化率(%) | 処理場の箇所数(箇所)        | 耐震化率(%) |
| 対象全箇所数                | 3                   |         | 4<br>[425,980]      |           | 4                   |         | 4                  |         |
| 耐震性能確保済みの箇所数(R5 年度末)  | 2                   | 67      | 0<br>[135,512]      | 0<br>[32] | 3                   | 75      | 0                  | 0       |
| 耐震性能確保の目標箇所数(R11 年度末) | 3                   | 100     | 0<br>[189,512]      | 0<br>[44] | 4                   | 100     | 0                  | 0       |

[ ]括弧書き内は、処理能力水量(m<sup>3</sup>/日)より

(2) 下水道管路

|                       | 管路延長(km) | 耐震化率(%) |
|-----------------------|----------|---------|
| 対象全延長                 | 103.8    |         |
| 耐震性能確保済みの延長(令和5年度末時点) | 69.8     | 67.3    |
| 耐震性能確保の目標延長(令和11年度末迄) | 82.0     | 79.0    |

(3) ポンプ場

|                        | ポンプ場の箇所数(箇所) | 耐震化率(%) |
|------------------------|--------------|---------|
| 対象全箇所数                 | 7            |         |
| 耐震性能確保済みの箇所数(令和5年度末時点) | 4            | 57.1    |
| 耐震性能確保の目標箇所数(令和11年度末迄) | 7            | 100     |

以上